

防医経主第2279号

23.12.27

事務局 長  
医学教育部 長  
病院 長  
教務部 長 殿  
学生部 長  
図書館 長  
防衛医学研究センター長  
高等看護学院 長

防衛医科大学校長

旅行命令権の委任区分について（通達）

改正 平成24年 4月 9日  
平成26年 4月 1日  
平成28年 3月31日  
令和 5年 6月30日

標記について、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第3条第2項の規定に基づき、外国旅行を除く旅行命令に係る権限の委任区分を下記のとおり定めたので通達する。

なお、防医総主第918号(54.11.15)は、本通達の施行日をもって廃止する。

記

旅行命令権の委任区分

命令権者	区分
学 校 長	学校長、副校長、事務局長、医学教育部長、病院長、部長（病院の部長を除く。）、医学教育研修センター長、図書館長及び防衛医学研究センター長
事 務 局 長	総務課長、主任会計監査官、経理課長、厚生課長、保健管理室長、主計課長、企画課長、管理施設課長、情報システム課長
医 学 教 育 部 長	医学教育部に所属する職員（部長を除く。）

病 院 長	副院長、病院の部長、病院事務部長、病院企画調整官、病院運営課長及び病院に所属する職員（病院事務部の職員を除く。）
部 長 等	それぞれに所属する職員で前各項に掲げる職員以外の職員
病 院 事 務 部 長	病院事務部に所属する職員（病院企画調整官及び病院運営課長を除く。）

注：部長等とは、総務部長、企画部長、医学教育研修センター長、学生部長、図書館長、防衛医学研究センター長をいう。